

装備品充足基準の設定等について（通達）

陸幕装計第17号
昭和60年2月15日

改正 平成7年3月 28日陸幕装計第46号 平成10年3月26日陸幕装計第84号
平成15年3月27日陸幕装計第74号 平成19年3月28日陸幕法第61号
平成19年1月 9日陸幕法第1号 平成30年3月14日陸幕法第104号
令和3年3月 22日陸幕装計第196号

陸上総隊司令官
各方面總監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長
（公印省略）

（例規71）

装備品充足基準の設定等について（通達）
（装計定第206号）

標記について、昭和60年4月1日から別紙により実施されたい。

なお、陸幕4第131号（52.5.18）「年度装備品充足基準の設定要領について（通達）」は、昭和60年3月31日限り廃止する。

装備品充足基準の設定等

1 目的

この通達は、当該年度に部隊等に充足又は保有させる装備品の数量の基準（以下「充足基準」という。）の設定等に必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上幕僚長が設定する充足基準（以下「陸幕充足基準」という。）による統制等

- (1) 陸幕充足基準は、陸上総隊、方面隊及び防衛大臣直轄部隊等（以下「陸上総隊等」という。）ごと一括数量をもって示す。ただし、小火器、火砲、戦車、装甲車、誘導弾発射装置、航空機等の主要装備品は、必要に応じ、師団等までの数量を示して統制する。
- (2) 陸幕充足基準は、各年度の当初に設定する。
- (3) 補給統制本部長は、別に示すところにより陸幕充足基準案を作成し、陸上幕僚に提出するものとする。

3 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長（以下「陸上総隊司令官等」という。）の設定する充足基準による統制等

- (1) 陸上総隊司令官等は、陸幕充足基準に基づき隷下部隊等に対し充足基準を示すとともに、隷属系統外の分任物品管理官の管理を受ける隷下部隊等の充足基準を当該分任物品管理官に通知する。
- (2) 陸上総隊司令官等は、隷下部隊等の充足基準を設定又は変更した場合はその都度、設定又は変更した充足基準を補給統制本部長に通知する。

4 保有状況の報告等

陸上総隊司令官等は、年度末日現在において陸幕充足基準に対し過不足のある装備品について、付紙に示す装備品過不足状況表を物品管理区分別に作成し、翌年度4月末日までに陸上幕僚長に報告するとともに補給統制本部長に通知する。

5 電子計算機による処理

補給統制本部長は、陸幕充足基準又は陸上総隊司令官等が設定する充足基準を受領した場合はその都度、電子計算機による処理を実施する。

陸上幕僚長 殿

紙 号
付 番
簡 号
年 月 日
発簡者名

装備品過不足状況表
(装計定第206号)

物品管理区分 ()

一連 番号	主品目番号	品 名	過 剩		不 足	
			数量	保有部隊等名	数量	不足部隊等名

寸法：日本産業規格A4